

令和元年12月17日

恵庭市公営企業
恵庭市長 原田 裕 様

恵庭市公営企業経営審議会
会長 宇野 二郎



指定給水装置工事事業者制度の更新制導入に伴う指定手数料の改正について（答申）

令和元年11月13日付で諮問のありました「指定給水装置工事事業者制度の更新制導入に伴う指定手数料の改正」について、下記のとおり答申いたします。

記

恵庭市水道事業給水条例

（現行）

第32条 手数料は、次の各号の区分により申込者から申込みの際にこれを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、申込み後に徴収することができる。

- （1） 第7条第1項の指定をするとき 1件につき1万円
- （2） 第7条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)及び工事検査をするとき 別表第2に定める額

（改正案）

第32条 略

- （1） 略
- （2） 法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき 1件につき1万円
- （3） 第7条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)及び工事検査をするとき 別表第2に定める額

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の施行による、指定給水装置工事事業者制度の更新制導入に伴い、恵庭市水道事業給水条例第32条に規定する指定給水装置工事事業者の指定手数料の改正を行おうとするこの度の諮問は、審議会として妥当と判断します。